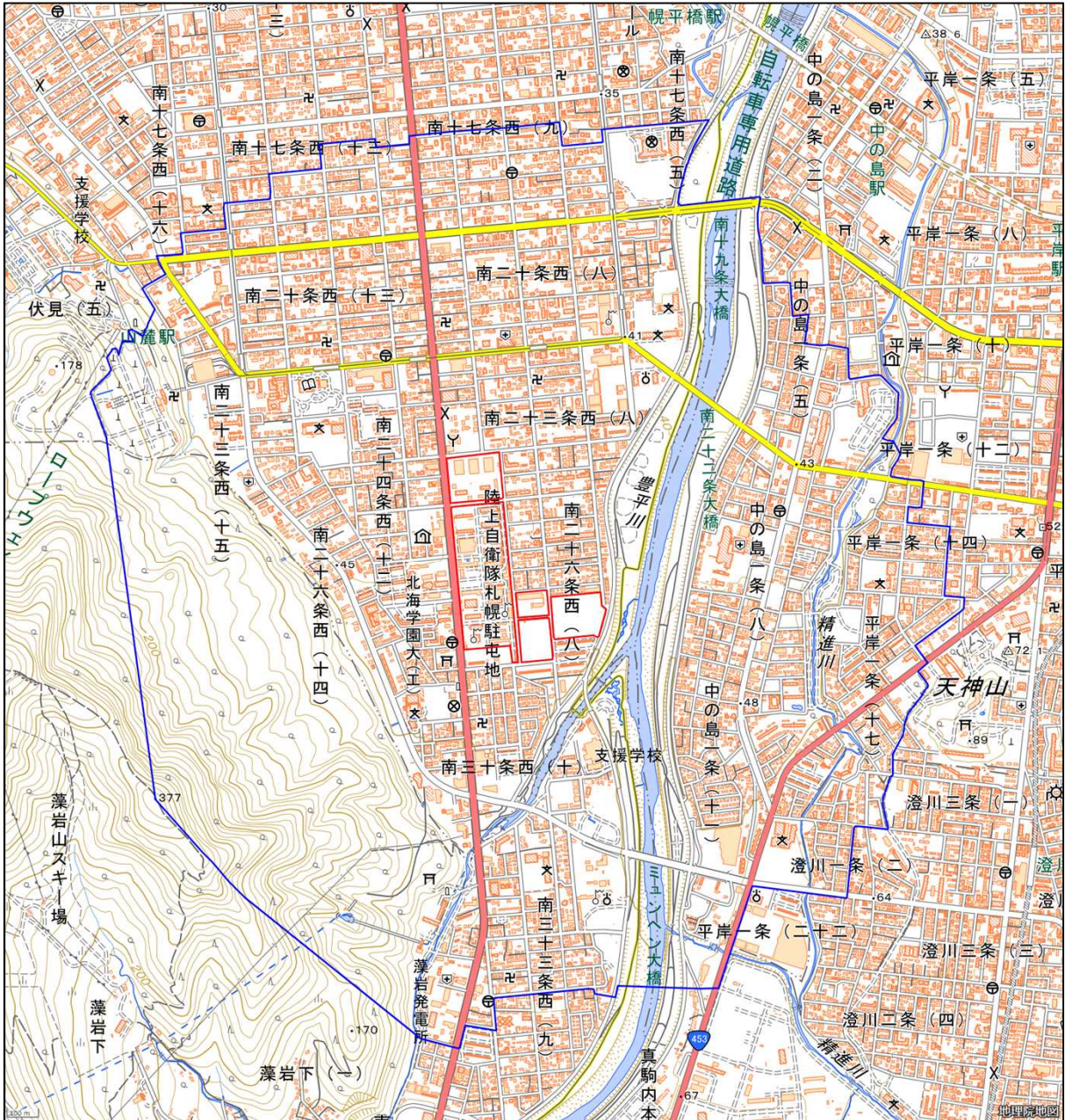


陸上自衛隊札幌駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道札幌市 中央区	南二十六条西十丁目
対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市 中央区	南二十四条西十丁目、南二十五条西十丁目、南二十六条西十丁目、南二十七条西七丁目から九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び十丁目並びに南二十八条西九丁目及び十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	北海道札幌市 中央区	伏見五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南十七条西八丁目から十二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、南十八条西五丁目から十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、南十九条西五丁目から十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、南二十条西五丁目から十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、南二十一条西五丁目から十六丁目まで、南二十二条西六丁目から十五丁目まで、南二十三条西七丁目から十五丁目まで、南二十四条西七丁目から十五丁目まで、南二十五条西七丁目から十四丁目まで、南二十六条西七丁目から十四丁目まで、南二十七条西七丁目から十四丁目まで、南二十八条西七丁目から十三丁目まで、南二十九条西八丁目から十二丁目まで及び南三十条西九丁目から十一丁目まで並びに伏見五丁目、南十七条西八丁目から十二丁目まで、南十八条西五丁目から十四丁目まで、南十九条西五丁目から十六丁目まで、南二十条西五丁目から十六丁目まで、南二十一条西五丁目から十六丁目まで、南二十二条西六丁目から十五丁目まで、南二十三条西七丁目から十五丁目まで、南二十四条西七丁目から十五丁目まで、南二十五条西七丁目から十四丁目まで、南二十六条西七丁目から十四丁目まで、南二十七条西七丁目から十四丁目まで、南二十八条西七丁目から十三丁目まで、南二十九条西八丁目から十二丁目まで及び南三十条西九丁目から十一丁目まで以外の次の図面に示す地域
	北海道札幌市 豊平区	中の島（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一条四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十四丁目まで、中の島二条五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目まで並びに平岸一条十三丁目から十六

		<p>丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、十七丁目、十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>北海道札幌市 南区</p>	<p>澄川一条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、澄川二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南三十条西八丁目、南三十一条西八丁目から十一丁目まで、南三十二条西八丁目から十一丁目まで、南三十三条西八丁目から十一丁目まで、南三十四条西八丁目、十丁目及び十一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに藻岩山（次の図面に示す部分に限る。）並びに澄川一条一丁目及び二丁目、澄川二条一丁目、南三十条西八丁目、南三十一条西八丁目から十一丁目まで、南三十二条西八丁目から十一丁目まで、南三十三条西八丁目から十一丁目まで、南三十四条西八丁目、十丁目及び十一丁目並びに藻岩山以外の次の図面に示す地域</p>
<p><b>備考</b></p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# 陸上自衛隊札幌駐屯地周辺地域 (北海道札幌市中央区南二十六条西10丁目)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

